

○第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成26年度)

推進政 改 目 革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成26年度取組内容	平成26年度取組実績	今後の課題及び対応策
1 人口増 対策	(1) 都市計画の 変更	ア 市街化区域内の 開発促進	・昭和48年12月に市街化区域と市街化調整区域に区分され、市街化区域は448.8ha、市街化区域内の残存農地は約32haのうち、一団地(5,000㎡以上)の残存農地は約15ha点在する。	・都市計画基礎調査を踏まえ、開発促進手法等を検討し、市街化区域内残存農地等の開発促進を図る。	・都市計画基礎調査結果検証と開発促進手法の検討	・基礎調査の結果を佐賀県と共に検討した。具体的な課題等を平成27年度カルテ化する事とした。	・平成27年度に佐賀県と共に検討箇所のカルテ化資料等を活用し開発手法の検討する。
		イ 快適な都市環境の 形成	・道路網については、都市計画道路の整備率は92.84%(平成23年3月末現在)に達しているが、今後、将来的な道路網の整備が求められている。	・道路網整備のため幹線道路の行き止まりの解消を図る。	・取組路線の事業実施	・白坂久保田2号線の詳細測量設計を実施した。 白坂久保田2号線の道路用地購入のため予算化を行った。	・白坂久保田2号線に伴う用地協議を始め、工事に関する地元説明会を行う。
			・道路・公園に段差等が存在し、安全面に不安がある。	・高齢者や障がい者等の安全性及び利便性に配慮した、道路・公園整備を行う。	・町道実施路線(要望等による)検討・計画策定	・重要路線を調査し実施路線の検討を行った。 ・現状、凹凸のある路線の修繕を行った。	・要望等を勘案し実施路線の改修計画の策定を行う。
		ウ 「鳥栖基山都市計画」の線引き等の見直し	・基山町都市計画マスタープラン(平成18年9月策定)を見直す時期に来ている。	・都市計画基礎調査を行い、マスタープランの見直しを行う。	・都市計画基礎調査結果検証 ・マスタープランの見直し検討	・基礎調査の結果を佐賀県と共に検討した。具体的な課題等を平成27年度カルテ化する事とした。	平成27年度で課題箇所のカルテ化を佐賀県と共に。課題等の整理を行いマスタープランの見直しについて検討を行う。
			・容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線などの様々な制限があり、2世帯住宅にするスペースの確保が難しい。	・今後の長期的なまちづくり方針を策定する。 ・市街化調整区域を含めた町全体の土地利用方針を策定する。 ・市街化区域拡大を含めた調査・研究を行う。	・都市計画基礎調査結果検証 ・マスタープランの見直し検討	・基礎調査の結果を佐賀県と共に検討した。具体的な課題等を平成27年度カルテ化する事とした。	平成27年度で課題箇所のカルテ化を佐賀県と共に。課題等の整理を行いマスタープランの見直しについて検討を行う。
	(2) 住宅化の促進	ア けやき台マンション計画	・けやき台マンション建築予定地については、4棟で270戸の計画だったが、現在2棟にとどまっている。	・マンション建築予定地の宅地計画見直しなどを視野に入れて、住宅化を促進するため、所有者などに継続的な働きかけを行う。	・マンション建築予定地の住宅化促進に向けた働きかけの実施	・事業者が分譲での対応に向け協議調整を行っている。	・当面事業者とマンション所有者との協議調整中であり、協議が整い次第、開発の段階で協力できることは協力していく。
	(3) 定住化対策	ア 空き家状況の把握	・町内の空き家について、居住可能建物、居住不可能などの種類別棟数の情報など、十分な把握ができていない。	・空き家状況調査等を行い、町内の空き家等情報を収集する。	・空き家状況等調査の実施 ・空き家状況等調査結果の整理	・情報収集を継続し、提供があった建物所有者に改善等の対応をお願いした。	・空き家対策特別措置法本格実施に伴い、空き家対策計画等の施策について平成27年度検討を行う。
			・町内の空き家について、居住可能建物、居住不可能などの種類別棟数の情報など、十分な把握ができていない。	・空き家状況調査等の結果を踏まえて、空き家等への定住促進を図る。	・空き家状況等調査の検証 ・空き家状況等調査結果を踏まえた定住促進策の検討	・情報収集を継続し、提供があった建物所有者に改善等の対応をお願いした。	・空き家対策特別措置法本格実施に伴い、空き家対策計画等の施策について平成27年度検討を行う。
		イ 定住促進	・20代～30代の転出が多く、高齢化が進んでいる。	・町有財産の活用を図る。	・取り組み事業の実施	・佐賀大学へ旧役場跡地周辺活性化調査を委託し高齢者ケア付高層住宅等の提案があった。	・調査結果を踏まえ旧役場跡地等の活用について方向性を検討する。

推進政策項目改目革	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成26年度取組内容	平成26年度取組実績	今後の課題及び対応策
	(4) 企業誘致の促進	ア 企業誘致の促進	・町が整備した工業団地は完売の状況にあるが、国道3号線沿いに小規模の空地や未開発の地域がある	・誘致可能な用地等の情報収集と情報提供を行う。	・誘致可能な用地等の情報収集と情報提供の継続実施	・企業用地等情報提供制度の周知を行った。その他、佐賀県企業立地ガイドの物件情報へ情報提供を行った。	企業用地等情報提供制度の利用者がいないため、制度の内容及び周知方法等について検討が必要。また、近隣市町との広域連携による情報発信について推進する必要がある。
			・町が整備した工業団地は完売の状況にあるが、国道3号線沿いに小規模の空地や未開発の地域がある。	・誘致可能な企業用地の確保及び環境整備を行う。	・調査研究 ・取り組み事業の検討・協議	・長野地区の開発について、佐賀県農村漁村課と協議を行った。また、グリーンパーク内の緑地率の緩和を行い、1区画について工場用地として売却できるようにした。	・企業用地の確保にあたっては、都市計画、農地法等の調整・手続が必要であるため、他課との連携を図りながら、引き続き佐賀県との協議・相談を行います。
	(5) 子育て支援策の推進	ア 乳幼児期からの一貫した子育て支援	・出生から乳幼児期までの保健指導や育児相談体制等については形成されているものの、入園、入学後の継続した保健指導や育児相談体制は確立していない。	・中学生までの一貫したアドバイスを受けられるような専門的家庭児童支援員の設置を行う。	・取組実施に向けた検討・協議	・保育園・幼稚園等の気になる児童について、保健師による巡回見守り・指導を行った。	・これまでの指導状況等をふりかえり、支援が必要な児童に重点的に見守り・指導を行う。
			・出生から乳幼児期までの保健指導や育児相談体制等については形成されているものの、入園、入学後の継続した保健指導や育児相談体制は確立していない。	・幼稚園、保育所、学校の連携と情報の共有を促進するための各機関による定期的な連携会議を開催する。	・取組事業の実施	・就学前の児童は、幼保小連携会議で情報共有を行い、さらに事前対応が必要な児童には、関係機関が協力して支援にあたった。	・就学前の児童の特性等を把握したうえで、学校教育においても適切な指導ができるよう、関係機関の連携と協力をさらに進める。
			・子育てで交流広場での活動を通して、サークル活動はできているが、子育て支援グループへとは成長できていない。	・子育てを通じて仲間を増やし、子育ての様々な問題や課題も自分たちで解決できる絆づくりを推進するための情報交換等のできる場所を提供する。	・取組事業の実施	・子育てを通じて仲間が集まり、グループとしての活動をする動きが出てきた。	・グループへの関わり方や支援の方法などを検討する。
			・子育てで交流広場での活動を通して、サークル活動はできているが、子育て支援グループへとは成長できていない。	・町民協働での子育て支援を目標とした子育て支援グループや団体等の育成を行う。	・継続検討	・自分の子どもが小さいうちは、自分の手で育てようというグループができた。	・子育て支援グループに対する助成事業等の紹介を行う。
	イ 医療費等助成制度の充実		・医療費助成制度については、中学校修了までの入院、通院について助成を拡大した。 ・医療費の補助費増大が見込まれる。	・継続して事業を実施するため、普及・啓発を図ると共に、軽度の病気で安易な受診を防ぐための適正受診についての啓発活動を実施する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・子育て支援ガイドブックで、適正受診についての啓発に努めた。	・医療費の申請は増加しているが、不適切な受診によるものではないと思われる。継続して適正受診の啓発に努める。
			・10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいると言われていたが、子どもを持ちたいと願うその治療費は、保険適用されていないため、高額な医療費がかかり、不妊に悩む夫婦を経済面でも苦しめている。 ・基山町は全国平均よりも出生率が低い状況。	・子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	・取組事業の実施 ・取組事業の周知	・平成25年4月1日より実施、平成26年度実績15件 ・広報・ホームページへの掲載、県不妊治療助成申請時に勸奨を行った。	・さらなる周知活動
			・乳幼児や学童のインフルエンザ予防接種は任意接種のワクチンとして位置づけられている。 ・現在、接種費用の全額が保護者負担により実施。	・接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	・取組事業の実施 ・取組事業の周知	・平成25年4月1日より実施、平成26年度実績1,687件 ・広報、ホームページへの掲載、町内医療機関へのポスター掲示を行った。	・さらなる周知

推進 政 項 改 目 革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成26年度取組内容	平成26年度取組実績	今後の課題及び対応策
	ウ 保育体制再編整備 (ア) 保育所	ウ 保育体制再編整備 (イ) 放課後児童クラブ	・乳児からの入所が増えている。 ・保育料金を細分化し、負担の軽減を図った。 ・基山保育園、たんぼぼ保育園の園舎が老朽化している。	・乳幼児の保育及び教育について、保育所、幼稚園一体となって検討する審議会の設置を行い、各施設の園児の定員及び園舎等施設整備計画の基礎となる指針を策定する。	・審議会審議 ・整備計画策定準備	・たんぼぼ保育園園舎新築工事が始まった。 ・基山町子ども・子育て支援事業計画を作成した。 ・基山保育園園舎については、まず庁舎内の会議を開催した。	・基山保育園の園舎については、庁舎内での会議のあと、保育所運営委員会などの外部意見も検討。 ・審議会については、保育所・幼稚園だけでなく、子育て関係機関などの参加も検討。
			・平成22年度から、小学校1年生～4年生の児童を保育している。(放課後～午後7時) ・長期休業中の利用者が増えている。(午前8時30分～午後7時)	・小学校修了までの利用拡大について、ニーズ調査・検討を行い、運営方針を決定する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・小学1年生から6年生までの利用があった。 ・春及び夏季休業中の利用増のため、臨時教室を開設して対応した。	・長期休業中についての利用が増加し、既存の施設のみでの対応が困難となっている。実施施設の検討をする必要がある。
			・平成22年度から、小学校1年生～4年生の児童を保育している。(放課後～午後7時) ・長期休業中の利用者が増えている。(午前8時30分～午後7時)	・長期休業中等の開所時刻を午前8時に変更する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・平成25年4月から長期休業中や土曜日の開所時間を8時としたことにより、働く保護者が安心して預けられる施設となった。	・保育時間が長時間に及ぶことで、子どもの家庭生活や自立を阻害することないよう配慮する。 ・指導員の確保に努める。
			・平成22年度から、小学校1年生～4年生の児童を保育している。(放課後～午後7時) ・長期休業中の利用者が増えている。(午前8時30分～午後7時)	・地域(各区)にて放課後見守り事業を行う。	・継続検討	・放課後において各区で子どもたちを見守ることが出来る場所があるのか、また見守りを行う人がいるかを検討。	・地区の公民館で公民館管理人が常駐しているのは9区のみ。 ・子どもの居場所として活用できる施設等を検討。
			・若基小学校では、余裕教室が増加しており、特別教室や教科準備室等に利用されている。	・学校の余裕教室について、地域の交流の場などの利活用を図る。	継続検討	文部科学省等における、余裕教室の活用の状況等を調査しながら現状の把握を行った。	学校施設を学校教育以外の用途で活用する場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により、文部科学大臣の承認を受けた上で、国庫補助相当額を国庫に納付する手続「財産処分手続」が必要となる。
	(5) 子育て支援策の推進	エ 地域との連携・子どもの居場所づくり	・地域子どもクラブへの加入者が減少し、運営面での保護者等の協力が難しくなっている。	・子どもクラブ参加による地域とのつながりのメリットを再度見直し、楽しんで活動できる地区対抗戦などを実施し、子どもクラブ加入率の向上を目指す。	・町子どもクラブ連絡協議会の総会などで実施に向けた協議を行い、行事を実施する。	・町子どもクラブ連絡協議会では、各区子どもクラブ会長との協議のうえ、主催事業を実施した。	・加入率の向上と同時に、参加しやすい行事内容についての工夫が必要となっている。
			・登下校時の見守り等、地域での独自事業が自主的に行われている。	・登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。	・青少年育成町民会議の総会などで実施に向けた協議を行い、他と連携しながら関連事業を実施する。	補導員、交通指導員、区長会、ボランティア、PTA等の見守りや情報提供が組織的に行われ、学校、家庭、地域が一体となった子どもの安全確保に努めた。	引き続き、それぞれの地域に密着した住民参加や防犯活動等を支援できる環境を構築する。 防犯カメラの設置に向け検討を行う。
			・小学生を対象に子どもの居場所づくり教室事業(行政主導)に取り組んでいるが、参加者は平均40人程度で固定化しつつある。	・公民館等を開放し、地域や老人クラブなどと協働で習い事や見守り等、地域の子どもと大人が集う居場所づくり事業を創設する。	・継続検討	・地域の民生児童委員や青少年育成町民会議の方々が協力して見守りをしてくださっている。	・協力してもらえる団体や実施場所を検討し、事業内容の工夫する必要がある。

推進 政 項 改 目 革	具体的な 推進 方 策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成26年度取組内容	平成26年度取組実績	今後の課題及び対応策
		オ 子育て支援施策のPR	・ホームページで制度案内をしている。	・他自治体より優位な施策を町外の人 が集まる(通る)場所で案内・掲示す る。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・窓口及び電話での対応には、丁寧で 分かりやすい説明を心がけ、歓迎の意 を表すよう努めている。 ・子育て支援ガイドブックを作成し、子 育てに関する制度をまとめて紹介して いる。	・制度等の案内、掲示の方策について 検討
2 持 続 可 能 な 財 政 運 営 の 実 現	(1) 中長期財政 計画の随時見直 し	ア 中長期財政計画 の更新	・平成22年9月に策定されたが、その 後改定がされていない。	・国の地方財政に対する考え方や県の 動向等を踏まえ、中長期的な財政 計画の更新を行う。	・前年決算を反映させ実現可能なもの に近づける	・平成22年9月策定の中長期財政計画 と実績との乖離についての検証を行っ た。	・次年度改定に向け、検討する。
			・平成22年9月に策定されたが、その 後改定がされていない。	・計画期間としてはおおむね5年から 10年を見込むものとし、持続可能な財 政基盤の確立に主眼を置き、更新を 行う。	・前年決算を反映させ実現可能なもの に近づける	・平成22年9月策定の中長期財政計画 と実績との乖離についての検証を行っ た。	・次年度改定に向け、検討する。
	(2) 実質公債費 比率の削減	ア 計画的な起債借 入	・公園整備事業や道路改良事業等を 中心に、各年度の事業量に応じた起 債を行っている。 ・普通交付税の振替え分(一般財源) として臨時財政対策債の発行を行っ ている。	・臨時財政対策債については、引き続 き国が定める発行可能額について起 債を行う。 ・その他の起債については、各年度の 事業量等を精査し、優先順位を定め ることにより、将来の公債費抑制を図 る。 ・起債にあたっては、普通交付税の基 準財政需要額への交付税措置につ いて考慮し、借入を行う。	・堅実な財政運営を念頭に予算化し、 起債を行う。	・起債は、交付税措置のあるものとし た。	・今後も起債は、交付税の措置があるも のとする。
			(3) 補助金の検 証と評価	ア スクラップアンドビ ルドの徹底	・時限付きの補助金等のうち、陳情等 により継続(復活)するものがある。	・スクラップアンドビルドを徹底する。	・予算計上や査定の際に、再度調整を 行う。
	イ 補助金等の再検 証	・平成21年の補助金等審査委員会にて、 一定の見直しが行われているが、「補 助事業」ということで削減保留とな ったものも存在する。			・再度、検討委員会及び審査委員会 を設置し、真に必要な補助金かを検 証し、継続か否かを判断する。	・基山町補助金等検討委員会を設置 し、補助金等の見直し、検討を行い提 言書を策定する。	・補助金見直しの手順、作業の検討。
	(4) 自主財源の 確保(公共施設、 町有地の有効活 用)	ア 広告料収入の確 保	・現在広告について、町の要綱で定め ているもののうち、庁用自動車につ いての実績がない。	・庁用自動車への広告掲載のPRを行 う。	・継続的なPRを行う。	・庁用自動車を含めた、広告収入の確保 について、検討を進めた。	・庁用自動車を含めた、広告収入の確保 について、具体的な検討を実施する。
			・現在広告について、町の要綱で定め ているもののうち、庁用自動車につ いての実績がない。	・新たな広告場所や媒体の研究を行 う。	・先進地の事例を研究する。	・庁用自動車を含めた、広告収入の確保 について、検討を進めた。	・庁用自動車を含めた、広告収入の確保 について、具体的な検討を実施する。

推進 行政 改 目 革	具体的な 推進 方 策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成26年度取組内容	平成26年度取組実績	今後の課題及び対応策
		イ ふるさと応援寄附金の活用及び推進	・本町では、450万円程度の寄附をいただいているが、同じ三養基郡内には、2倍程度、県内には、1億円以上の寄附があった団体もある。 ・制度ができて、数年経つが、活用の実績がない。	・特定の事業への活用を図る。	・適切な事業への活用を実施	・基山中学校のグランドピアノの購入に対し活用を図った。	・27年4月より特産品の贈呈事業実施に向け、作業を進める。
			・本町では、450万円程度の寄附をいただいているが、同じ三養基郡内には、2倍程度、県内には、1億円以上の寄附があった団体もある。 ・制度ができて、数年経つが、活用の実績がない。	・成果を協力者へ報告するとともに、ホームページ等にて公表することで、一層の推進を行う。	・活用して実施した事業について広報等で報告するとともに、寄附依頼の広報もあわせて行う	・基山中学校のグランドピアノの購入に対し活用を図り、広報「きやま」に掲載した。	・27年4月より特産品の贈呈事業実施に向け、作業を進める。
		ウ 町有地等の活用	・神の浦ため池の埋め立てに伴い、利用方法の検討が必要。	・神の浦ため池跡地の有効活用を図る。	・有効利用の検討	・進行中の事業について、調査検討を実施した。	・事業の検討を進めるため、27年度に機構改革を実施する予定。
			・旧役場、旧公民館跡地について有効活用が図られていない。	・旧役場、旧公民館跡地等については将来的に使用する可能性があるものの、当面、使用する予定がない土地等について有効活用を図る。	・研究結果の実施を検討する。	・進行中の事業について、調査検討を実施した。	・事業の検討を進めるため、27年度に機構改革を実施する予定。
		エ 町有施設の使用料見直し	・町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。 ・体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。	・受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な使用料への見直しを行う。	・取組事業の実施	・見直し業務を実施し、平成27年4月1日から施行した。	・受益と負担の公平性を確保しながら施設の運営改善を目指すために、3年毎の使用料の見直しを行う
			・町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。 ・体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。	・体育施設、町民会館、憩の家の使用料についても見直すことにより委託料の適正化を図る。	・取組事業の実施	・見直し業務を実施し、平成27年4月1日から施行した。	・受益と負担の公平性を確保しながら施設の運営改善を目指すために、3年毎の使用料の見直しを行う。
	(5) 行政サービスの見直し	ア 町民ニーズの的確な把握及び行政が果たすべき役割の明確化	・各分野ごとの町民ニーズの把握は、アンケート調査等により行ってきたが、本町の行政全般にわたる調査は行っていない。	・町民ニーズを的確に把握するため、本町の行政全般にわたる満足度調査を実施する。また、調査結果の検証を行い、今後の本町行政が果たすべき役割を明確化する。	・調査内容及び方法の検討 ・調査の研究	・町民満足度調査を実施した。	・調査結果を基に第5次基山町総合計画の基準指標を設定するとともに、今後の各施策の決定に反映させる必要がある。
		イ 業務連携マニュアルの作成	・市内業務は多岐にわたるため、それぞれの部署で対応を行っている。	・共通な課題に対応するための業務連携マニュアルを作成する。	・マニュアルの評価・検証・見直し。	・業務連携マニュアルの作成対象について、各課に調査を行った。	・調査結果に基づき、作成方法等の検討を行う必要がある。
	(6) 下水道特別会計の複式簿記の導入	ア 企業会計方式の導入	・下水道事業は、「独立採算」を原則とし、特別会計で経理している。 ・現在の官庁会計方式では単年度の資金収支は把握できるが、資産や負債等の経営情報が十分に把握できない。 ・経営状況の的確な把握を行い、収支バランスや資産・負債バランスの検証を行う必要がある。 ・流域下水道への多額の財政負担に耐えうる、中長期的な財政計画を策定していく必要がある。	・地方公営企業法の法適用を行う。 ・企業会計方式を導入し、複式簿記による経理を行う。 ①貸借対照表等の財務諸表を分析し、経営状況の適正化を図る。②固定資産台帳・施設台帳等の整備を行う。 ③他の法適用団体との比較検証を行う。④収益バランスのとれた下水道使用料への適正化を図る。	・実施に向けた協議	・スムーズな導入に向け関係部署と連絡調整し導入テストをおこなった。	・独立した会計システムとなるため新たに中長期財政計画の策定を検討する。

推進 進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成26年度取組内容	平成26年度取組実績	今後の課題及び対応策
	(7) 徴収率の向上	ア 佐賀県滞納整理推進機構との連携	・平成24年度から佐賀県滞納整理推進機構に加入している。	・佐賀県滞納整理推進機構と協力し、徴収率の向上を図る。	・徴収率向上事業の推進	・徴収事務研修会に参加し、滞納整理の実施方法を学ぶと共に情報交換等を行った。 ・高額及び長期滞納者に対しては財産調査等の調査、捜索を行い、差押等の滞納処分を実施した。	・滞納者の状況を把握し、適切な滞納整理を推進し、徴収率向上を図る。 ・高額及び長期滞納者に対しては財産調査等の調査、捜索を行い、差押等の滞納処分を実施する。
	(8) その他の取組	ア オープンソースソフトウェア(OSS)の導入	・本町で使用しているパソコンはWindowsを使用しているが、一部の自治体では無償で利用できるオープンソースソフトウェアを活用してコスト削減を行っている。	・パソコン導入時の費用削減と文書の管理効率化を目的として、無償で利用できるオープンソースソフトウェアについて全庁的な導入を図る。	・取組実施に向けた検討・協議	・各業務システムとの連携が可能か調査を実施した結果、各業務システムはWindowsOS・Officeを使用しているため、システム改修が必要になるため、高額な費用が予測されたため、現状では取組まない。	・各業務システムがWindowsOS・Officeを使用しなくても稼働するようになった段階で検討する。
		イ 町長選・町議選の投票時間の短縮	・当日の投票時間は午前7時から午後8時までとなっている。 ・期日前投票も午前8時30分から午後8時まで行っており、住民の方にも浸透し多数の方が利用している。	・現在実施されている当日投票時間の短縮を図る。	・取組実施に向けた検討、協議。	・現状の評価・検証を行った。	・評価・検証を行った業務について、課題の整理を行う必要がある。
		ウ 旅費の算定方法の検討	・旅費の宿泊料、自動車賃、食卓料について、職区分で単価が異なっている。	・旅費単価について、見直しを行う。	・研究結果の実施にむけて検討する。	・近隣の自治体の調査を実施。	・今後も引き続き、調査、検討を実施
		エ 循環バスの有料化	・循環バスの料金は無料である。	・基山町循環バス検討委員会報告書(平成23年12月)を踏まえ、有料化と利便性の向上を図る。	・取組事業の実施・周知	・4月より試験運行、7月より本格運行を行った。	・有料化に伴い運行ルートや運行時刻等を変更したため、アンケート等を行い検証し利用者の利便向上に努める。
3 行政サービスと透明性の向上	(1) 行政評価の確立	ア 行政評価システムの構築	・基山町まちづくり基本条例第26条(行政評価)により事務事業の評価を行うため職員研修を行った。	・新規事業を決定する際に、新規事業評価表を作成し、必要性・緊急性などを精査し、決定の過程を公表する。 ・職員が事業シートを記入することで、事業の目的を再確認する。 ・計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施する。このPDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的な業務改善を行う。 ・評価結果の公表を行う。	・行政評価の取り組み実施	・行政評価については、事務事業評価を行い全事業765事業のうち、拡大縮小等を対象とする事業について評価を実施しました。	・行政評価を実施する理由は、これを業務の改善に結びつけるのが目的であるので、今後は評価と業務改善を結びつけた評価手法の検討が必要と考えております。
	(2) 申請等の利便性の向上	イ 外部評価の実施	・町民参加の方法として、基山町まちづくり基本条例第24条のパブリックコメントを実施している。	・内部評価が定着した後に外部評価を導入する。	・外部評価の取り組み実施	・外部評価の実施には至っていない。	・評価方法及び結果をどう反映させていくのかについて、改めて検討する必要がある。
		ア ホームページの活用	・各種申請書のダウンロードが可能であるが、各課のページまで進まなければ、申請書様式の取得ができない。	・申請書の様式については、トップページに分かりやすい一覧表を掲載し、五十音、用語検索等ができるようにする。 ・条例等にある申請書様式については掲載を拡充する。 ・各種申請書の書き方を分かりやすくするための記載例を掲載する。 ・申請者が直接入力できる様式フォーマットを導入する。	・取組事業の実施	・ホームページの「お役立ちメニュー」に、「申請・手続き」を追加し、検索の利便性向上を図った。 ・申請・手続き画面で、カテゴリ別に検索可能とした。	・検索方法、記載例などさらに研究し利用しやすくなるよう検討する。

推進 進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成26年度取組内容	平成26年度取組実績	今後の課題及び対応策
		イ 各種窓口サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の証明書については、午後8時まで時間外交付を行っている。</li> <li>頻度の低い申請書書式等は、各担当にしか分からないことがあり、窓口対応に時間がかかる現状がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間外交付の時間帯の延長及び証明書の種類を拡大する。</li> <li>ホームページの申請書一覧等を整備することにより、書類の所在について分かりやすくする。</li> <li>申請者のためのチェックシートを作成する。</li> <li>窓口対応のチェックや評価ができる体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口サービス向上事業の実施</li> <li>窓口サービス向上事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間外交付の周知のため、広報活動を強化した。時間外交付の種類を拡大として税証明等を検討したが、未申告者等の対応もあり困難とした。</li> <li>住民異動届者への案内メッセージの変更を行い、各種申請に漏れがないかチェック出来るようにした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付件数も安定しており、PR活動の成果を得ている。平成28年度から始まる個人番号カードの活用でコンビニ交付を検討する。</li> <li>スムーズに窓口対応が出来なかった場合は、係員全体で考え、対応を協議し、今後の窓口対応に生かしていく。</li> </ul>
		(3) 行政情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 行政情報の公開</li> <li>イ 情報提供の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開コーナー、図書館においてペーパーで公表している。</li> <li>広報、ホームページにより公表している。</li> <li>情報公開については、「基山町情報公開条例」を制定し、実施している。</li> <li>広報、ホームページ、出前講座により情報提供を行っている。</li> <li>予算書のダイジェスト版を平成18年度から発行している。</li> <li>情報公開については、「基山町情報公開条例」を制定し、実施している。</li> <li>広報、ホームページ、出前講座により情報提供を行っている。</li> <li>予算書のダイジェスト版を平成18年度から発行している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町費を支出している一部事務組合等の情報を広報、ホームページにて公開を行う。</li> <li>Twitter、フェイスブック等に代表される新たな情報コミュニケーションツールを導入する。</li> <li>ホームページに「分かりやすい・分かりにくい、役に立った・役に立たなかった」などのアンケート項目を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組事業の実施</li> <li>取組実施に向けた検討・協議</li> <li>取組事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開コーナーにて公開を行った。</li> <li>基山町公式Facebookを5月から開始した。</li> <li>次期ホームページシステムにおいて検討する。</li> </ul>
	(4) 指定管理者等委託事業の運営状況等の情報公開	ア 指定管理事業の運営状況の情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育施設、町民会館、農産物加工場、憩の家は、指定管理者制度を導入している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営状況等、町民サービスの向上及びコスト削減等の検証を行い、その結果を公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の評価・検証を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価・検証を行った業務について、課題の整理を行う必要がある。</li> </ul>
	4 町民が主体のまちづくり	(1) まちづくり基本条例による提案制度、町民意見等の反映促進	ア 町民提案制度による町民意見等の反映促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。</li> <li>提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。</li> <li>ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。</li> <li>提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。</li> <li>提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。</li> <li>ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。</li> <li>提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。</li> <li>提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。</li> <li>ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の主体的な活動を盛り込んだ提案書の作成を促進する。</li> <li>広報、ホームページ、出前講座を活用した制度の周知を行う。</li> <li>地域担当職員による支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組事業の実施</li> <li>取組事業の実施</li> <li>取組事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区にまちづくり計画書の作成を依頼</li> <li>第5次基山町総合計画策定における地域別アンケートを実施した。</li> <li>広報、ホームページ、出前講座を活用した制度周知を実施。</li> <li>地域担当職員支援要請により、けやき台朝市実行委員会のまちづくり基金事業申請支援。</li> <li>第5次基山町総合計画策定における地域別アンケートの集約を行った。</li> </ul>

推進項目改目革	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成26年度取組内容	平成26年度取組実績	今後の課題及び対応策
	(2) 女性の審議会等への登用	ア 男女共同参画の啓発	・提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。 ・提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。 ・ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。	・協働推進に係るパンフレットを作成する。	・取組事業の実施	・平成25年度完了	・平成25年度完了
		イ 各審議会等での数値目標の達成	・男女共同参画の内容についての理解が深まっていない。	・男女共同参画がどのようなものか、住民の方知ってもらうために、広報やホームページにおいて定期的に周知を行う。	・取組事業の実施	・女性社会起業家フォーラムin基山を町民会館小ホールにて開催した。 ・男女共同参画週間記念フォーラムを町民会館大ホールにて開催した。 ・女性のための政策参画セミナー開催に向けてアバンセとの協議を行った。	・女性が参画しやすい土壌の形成に向け、アバンセ等と連携を図りながら、セミナーや講習会を行い、女性参画のすそをを広げていく必要がある。
		ウ 女性が参加しやすい環境整備	・各審議会等での女性の登用は少ない。 ・「基山町男女共同参画推進プラン」により審議会等委員女性参画率を定めている。	・「基山町男女共同参画推進プラン」により定めている審議会等委員女性参画率の達成を目指す。	・取組事業の実施	・現状の評価・検証を行った。	・プランにおける目標値は、平成27年度で21%、平成26年度末で24.4%と達成されているが、プランの中間年見直しと相まって、新たな目標値とそれを達成するための施策を明記していく必要がある。
		エ 登録制の導入	・審議会等の多くは平日の日中に行われている。	・各審議会等に参加しやすいような日時、会場等を設定する。	・取組事業の実施	・審議会において、委員の都合等に合わせ次回の開催日時や場所の設定を行った。	・女性が参加しやすい日時や場所で開催されるよう指導等を行う必要がある。
		オ 組織の再編	・審議会等への参加をお願いしても希望がなく、依頼しても固辞される場合が多い。 ・町から特定の個人に対し参加依頼をしている状況である。	・登録制とし、必要な場合に参加依頼をする。 ・事前に本人の希望や得意分野、そして参加可能な時間帯等を登録しておく。	・取組事業の実施	・現状課題の整理を行った。	・現在、アバンセの女性人材登録32名中、基山町在住者は0であり、今後、アバンセと協力し基山町内で人材発掘セミナーを開催し、基山町からの登録者増を図る必要がある。
5 効率的・効果的行政組織の確立	(1) 広域行政推進のための共同事業化等の検討	ア 観光事業の他市町との連携	・本町には基肆城跡や大興善寺など観光資源があるが、町内だけの観光資源では十分なパッケージを提供できていない。	・鳥栖プレミアムアウトレット、九州新幹線、サガン鳥栖など近隣市の観光資源と結びつけることで、観光客に魅力的なパッケージにする。	・観光事業の他市町村との連携を推進	・前年同様アジア太平洋フェスティバルにおいて、観光PRを行った。また、構成自治体との共同観光PRチラシ・バッジを作成・配布しPRを行った。	・今後も継続して、他市町との連携した取り組みを実施すると共に、町内の観光資源等を組み合わせた観光ルートの展開を行う必要がある。
		イ 葬祭公園の他市との共同化	・町単独で管理しているが、今後、高齢化に伴う利用頻度の増加が予想され、炉数、老朽化、立地等の問題もあり現状の施設では対応が困難になる可能性がある。	・単独運営や近隣市と連携した共同運営も視野に入れた計画を策定する。	・関連条例の整備 ・取組事業の実施	・非常時(災害・故障・修繕等)の協力態勢についての確認ができた。	・施設の長寿命化に向けての対応と並行して、他市との共同運営についての時期的な調整を継続する必要がある。
	(2) 組織機構の適正化	ア 組織の再編	・平成24年度から副町長を再配置した。 ・地方分権一括法の制定により、地方への業務量増が考えられる。 ・平成20年4月に課及び係の統廃合を行い、15課30係から10課23係に削減を行った。平成21年度に見直しを行い、11課24係の組織構成となっている。	・迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課系の業務量等の平準化を図り、課長と係長が十分に掌握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 ・その時々々の業務量に合わせた課係の再編を行う。	・取組事業の実施	・組織機構改革実施にワーキングチームを設置し、組織機構改革について検討を行った。その検討結果等を基にし、行政改革推進本部において、平成27年度4月1日に組織機構改革を行うこととした。	・事務量調査を実施し、新組織機構の評価を行う必要がある。



推進 行政 改 目 革	具体的な 推進 方 策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成26年度取組内容	平成26年度取組実績	今後の課題及び対応策
	(3) 定数管理の 適正化	ア 定員管理計画の 見直し	・「基山町職員定員管理計画」に基づき人員を配置している。	・必要人員を確保するため、「基山町職員定員管理計画」の見直しを行う。	・「基山町職員定員管理計画」の推進	・ヒヤリング調査の結果、「定員管理計画」の見直しに向け、検討を行った。	・「定員管理計画」の見直しを行う。
		イ 職員年齢構成の 適正化	・現在は30歳まで採用可能となっていることもあり、20歳代前半の新規採用者が少ない。	・将来、年齢バランスのとれた職員構成になるよう採用試験制度を含めた研究を行う。	・取組事業の実施	・現状課題の整理。他市町の状況調査を行った。	・他市町の状況調査結果を踏まえ、問題点の整理を行うとともに、取組実施へ向けた検討を行う必要がある
	(4) 人材育成強化	ア 民間会社等での 研修	・現在は、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)等の機会を活用し、日々の業務に直結する研修により人材育成を図っている。	・今後の行政運営を考える時に、民間のノウハウや感覚を取り入れることも重要となってくる。受け入れ可能な民間会社等があれば職員を派遣する。	・取組事業の実施	・取組事業実施への検討を行った。	・課題の整理を行うとともに、各種情報収集を行う必要がある。
		イ 職員研修目的での 派遣	・現在は、県、鳥栖市、小郡市との人事交流を行っている。	・基山町の将来を見据え、積極的な派遣も必要である。 ・国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	・継続実施	・国機関との人事交流を実施した。	・課題の整理を行うとともに、各種情報収集を行う必要がある。
6 民間 機能 の 活用	(1) 地域組織や 企業、NPO等による 協働活動の 促進	ア 地域組織等の 支援	・民間ボランティアの活動により、防犯パトロールを行っている。 ・立ち番による、登下校の見守りを行っている。 ・社会福祉協議会でボランティアセンター事業の支援を行っている。	・CSO(NPO、PTAなど)組織について、活動の支援と育成を行う。 ・社会福祉協議会と協力し、ボランティア団体との連携を図る。	・取組事業の実施	・広報等により、まちづくり基金事業を周知し、協働によるまちづくりを行う団体等を支援した。	・まちづくり基金事業実施団体による取り組み報告会に出来るだけ多くのCSOを呼びかけ、CSO間の横の連携を図り、新たな取り組みえと発展していく必要がある。
		イ 地域組織等の 知識活用	・町民提案制度により、地域組織等を含む町民から、まちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案を受け付けている。 ・ボランティアにより「広報きやま」の朗読や点字変換等を行っている。	・ボランティア団体等の提案の促進を図る。 ・行政にない知識や技術を有するボランティア団体等と連携を図り、積極的に協働事業を進める。	・取組実施に向けた検討・協議	・基山町協働化事業一覧により、事業内容を公表し、協働事業を呼びかけている。	・協働化できる事業の選定が必要 ・ボランティア団体に関する情報を収集し、協働化できる事業を検討する必要がある ・アドバイザー制度の確立
		ウ まちづくり基金の 活用	・補助事業者に対して、年度あたり20万円を限度とし補助金を交付している。 ・同一の事業に対する補助期間は3年間を限度としている。(平成24年度 8団体 1,501千円)	・まちづくり基金の活用を推進するため、まちづくり基金を活用した事業結果の発表会を開催する。 ・まちづくり基金を活用した事業を広報やホームページに掲載する。	・取組事業の実施	・事業内容の説明と紹介を、広報やホームページへ掲載した。 ・活動団体の実績報告を、ホームページに掲載した。	・協働によるまちづくりのすそを広げるため、事業結果の発表会をより多くのCSOに参加を呼びかけ平成27年度から実施する必要がある。
	(2) 指定管理者 制度等の有効 活用	ア 公共施設における 指定管理	・体育施設、町民会館、農産物加工場、憩の家は、指定管理者制度を導入している。	・指定管理者制度等を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	・取組事業の実施	・取組実施に向け検討中。	・指定管理者制度についての検証・指定管理者制度導入可能な施設についての検討を行う必要がある。
		(3) 民間委託化 の検討	ア アウトソーシング の推進	・町有地等の一部は、維持管理(草刈等)を地域の団体に委託している。 ・電算システム開発・管理などは、民間の能力を活用し、効率的な業務を行っている。 ・庁舎等の維持管理については、委託によって効率的な運営を行っている。	・町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	・取組事業の実施 ・アウトソーシング化の推進	平成26年度から5ヶ年の「基山町民会館」と「基山町体育施設等」の指定管理者業務のアウトソーシングを行った。